

令和6年度新発田地域広域事務組合
各会計歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、次のとおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和6年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和6年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和6年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和7年10月21日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であると認めた。

令和7年10月21日

新発田地域広域事務組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

新発田地域広域事務組合

監査委員 高橋 晃



監査委員 宮澤 光子

